

令和元年6月15日現在

機関番号：82505

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17317

研究課題名(和文)国民の取調べに対する評価とその影響要因の検討

研究課題名(英文)Public opinions of suspect interviews and influencing factors on the opinions

研究代表者

和智 妙子(Wachi, Taeko)

科学警察研究所・犯罪行動科学部・主任研究官

研究者番号：30415442

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、被疑者と取調べ官とのやりとりを描写したスクリプト形式の調査票を用いて、大学生と一般国民を対象に、取調べ手法をどのように評価するか、また被疑者特徴がその評価に影響するかを検討した。参加者は、心理学的知見から推奨されている取調べ手法(例えばオープン質問の多い取調べ)を、そうではない手法(例えばクローズド質問の多い取調べ)よりも、肯定的に評価していた。また、被疑者の知的障害の有無が取調べの評価に影響することが示されたが、被疑者の逮捕経験及び元暴力団という特徴は、取調べの評価にあまり影響がみられず、被疑者特徴により取調べの評価への影響が異なることが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

取調べに着目し、裁判員となりうる国民の意見や評価を検討している研究は、国内外ともあまり実施されてこなかった。特に、本研究で利用したような取調べ官と被疑者との会話形式のスクリプトを提示して、心理学的に推奨されている取調べ手法に対する国民の評価を検討している研究は少なく、また被疑者特徴とこれら取調べ手法との相互作用を検討している研究はさらに少ないため、本研究の学術的意義は高い。本研究の結果は、公判における裁判員の意思決定の理解に役立つことが期待される。

研究成果の概要(英文)： This study examined how university students and the general public viewed suspect interview techniques and whether their opinions were influenced by the suspects' characteristics. This project employed questionnaires providing the description of a conversation between a police officer and suspect during interrogation. The participants were more likely to regard psychologically recommended techniques (e.g., the interviews where the interviewer mostly used open-ended questions) as preferable to their counterparts (e.g., the interviews where the interviewer mostly used closed and leading questions). The participants' opinions of the interviews were influenced by whether the suspect had an intellectual disability, whereas the suspect's criminal history and past affiliation with organized crime groups had little effect on their opinions. Thus, various suspect characteristics may have different effects on public opinion of suspect interviews.

研究分野：犯罪心理学

キーワード：国民の意見 取調べ 知的障害 オープン質問

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2009年から裁判員制度が開始し、国民が積極的に司法に参加することとなった。警察の取調べに関しては、2009年4月より、裁判員裁判対象事件の取調べの一部録音・録画の試行が全国的に始まり、2012年4月からは裁判員裁判対象事件の取調べの録音・録画場面が拡大され、同年5月からは知的障害のある被疑者の取調べにも拡大された。2016年6月には「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され、2019年6月から、警察において裁判員裁判対象事件に係る取調べを行う際には、原則としてその全過程の録音・録画が義務付けられることになった。このような状況にあり、実際の取調べ場面の録音・録画が裁判に証拠として提示され、それを裁判員が評価する事例も出てきている。しかし、裁判員となりうる国民が取調べに対してどのような態度や意見を持っているかに関する研究は、国内外ともあまり行われてこなかった。今後録画された取調べを裁判員が評価する事例が増えるであろうことを考えると、裁判員の意思決定過程を理解するためにも、国民がどのような取調べを適切とみなすかを検討することは急務であろう。

2. 研究の目的

本研究では、国民が肯定的に評価する取調べ手法を明らかにし、被疑者の自白の信用性、さらには被疑者(被告人)の「有罪」「無罪」の判断への影響を検討することを目的とした。その際に、特に以下の2点に関して検討を行った。第一に、参加者が実際の取調べにおける被疑者と取調べ官とのやり取りをイメージできるようにするため、先行研究ではあまり利用されてこなかった被疑者と取調べ官の会話形式のシクリプトを参加者に提示し、心理学的に重要とみなされている取調べ手法を、国民がどのように評価するかを検討した。第二に、被疑者の特性などの付随的な情報によって、取調べに対する国民の評価が異なるかを検討した。

3. 研究の方法

本研究では、3つの調査を実施した。以下では調査ごとに説明する。

(1) 大学生対象の調査

この調査では、大学生を対象に、発問方法の異なる取調べがどのように評価され、被疑者の自白の信用性や「有罪」「無罪」の判断に影響するのかを検討した。

参加者：有効回答数62名(男性23名、女性39名)、57名(91.9%)は心理学科の学生であった。平均年齢20.03歳($SD = 1.12$)、19歳から45歳の範囲であった。裁判員の経験があった者は誰もいなかった。

手続き・資料：犯罪心理学の授業内で、自己記述式質問紙を配布し調査を実施した。参加は任意であり、研究の参加に同意する者のみ同意書に署名をした上で、質問紙に回答するように依頼した。質問紙は(ア)架空の放火事件に対する2つのタイプの取調べに関する質問、(イ)一般的な取調べ技術に関する質問(一般の被疑者、知的障害を有する被疑者ごと)(ウ)参加者自身に関する質問からなっていた。

セクション(ア)では、最初に被告人(被疑者)の特徴、事件概要を提示し、その後、2種類の取調べが提示された。双方の取調べの描写では、被疑者(被告人)は最初は犯行を否認していたが、取調べ官から証拠を提示され、最終的に自白した。取調べの1つは、先行研究から利用が推奨されている「オープン質問の多い取調べ」であり、取調べ官の全発問の78%がオープン質問(自由再生質問・焦点化質問)であった。もう一方は、心理学的知見を踏まえていない「クローズド質問の多い取調べ」であり、取調べ官の全発問の88%がクローズド質問(はい・いいえ質問、選択式質問)または誘導質問であった。これらの被疑者と取調べ官のやり取りを読んだ後、参加者は裁判員として裁判でこのような取調べをみたときと想像したときに、被告人(被疑者)を「有罪」とするか、「無罪」とするかを回答し、さらに各取調べが「適正か」「威圧的か」、提示された取調べで得られた自白が「自発的か」「誘導されたと思うか」「真実の自白と思うか」「信用できるか」を7件法(1=全くそう思わない~7=非常にそう思う)で回答した。本研究は、被験者内デザインであり、順序効果の影響を考慮し、参加者の半分(30名)は「オープン質問の多い取調べ」を最初に読み、残りの半分(32名)は「クローズド質問の多い取調べ」を最初に読んだ。

セクション(イ)では、取調べ技術やグラウンドルール等に関する同じ質問39項目に対して、一般的な被疑者を取調べる場合に重要と思うか、知的障害を有する被疑者を取調べる場合に重要と思うかについて、5件法で回答を求めた。ただし、本報告書ではセクション(ア)の結果のみを報告する。

(2) 一般人対象の調査1

この調査では、上記の大学生対象の調査を発展させ、一般国民を対象に発問方法の異なる取調べがどのように評価されるのか、その際、取調べを受けた被疑者の知的障害の有無によって、国民の評価が異なるのかを検討した。

参加者：オンライン調査に参加した1068名のうち、裁判員の条件を満たさない者及び調査票のセクション(ア)(手続き・資料参照)に欠損値のある者を除いた841名(男性416名、女性425名)、平均年齢44.96歳($SD = 13.72$)、20歳から69歳の範囲であった。有職者528名、専業主婦(夫)162名、無職者82名であった。裁判員になったことがある者は4名であった。

手続き・資料：インターネット調査会社を通じて、オンライン調査を実施した。参加は任意であり、研究の参加に同意する者のみ、調査票に回答するように依頼した。「(1)大学生対象の調査」で実施した調査票を修正した調査票を使用した。調査内容は(ア)架空の放火事件に対する取調べに関する質問、(イ)一般的な取調べ技術に関する質問(一般的な被疑者、知的障害を有する被疑者ごと)、(ウ)自白しない被疑者に対する取調べ技術に関する質問、(エ)参加者自身に関する質問から成っていた。

セクション(ア)では、被告人(被疑者)の特徴、事件概要を提示後、取調べを提示しているが、本調査では大学生対象の調査とは異なり、被告人の特徴(知的障害有・無)と取調べ(オープン質問の多い取調べ・クローズド質問の多い取調べ)の2×2の被験者間デザインを利用しており、参加者は4パターンの取調べのうちの1つの取調べに回答した。被告人の特徴に関して、知的障害有群の場合は、基本的な特徴に加え「軽度な知的障害がある」という文言を加えた。また、会話形式の取調べについても内容を修正し、「オープン質問の多い取調べ」の描写では、取調べ官の全発問の84%がオープン質問であり、「クローズド質問の多い取調べ」の描写では、取調べ官の全発問の85%がクローズド質問または誘導質問であった。大学生対象の調査同様、参加者は裁判員として裁判でこのような取調べをみたと思像したときに、被告人(被疑者)を「有罪」とするか、「無罪」とするかを回答し、各取調べが「適正か」「威圧的か」、提示された取調べで得られた自白が「自発的か」「誘導されたと思うか」「真実の自白と思うか」「信用できるか」を7件法(1 = 全くそう思わない ~ 7 = 非常にそう思う)で回答した。

セクション(イ)以降は参加者全員が同じ質問に回答した。本報告書ではセクション(ア)の結果のみを報告する。

(3) 一般人対象の調査2

この調査では、一般国民を対象に3種類の異なる取調べがどのように評価されるのか、その際、取調べを受けた被疑者の逮捕経験及び暴力団所属経験の有無によって、取調べへの評価が異なるのかを検討した。3種類の取調べには、心理学的知見から推奨されている「証拠提示(情報収集)の取調べ」、心理学的知見からは使用を避けるべきと言われている「対抗的な取調べ」が含まれている。

参加者：オンライン調査に参加した1550名のうち、裁判員の条件を満たさない者及び調査票のセクション(ア)(手続き・資料参照)の取調べ手法の評価に欠損値のある者を除いた1372名(男性649名、女性723名)。平均年齢45.11歳(SD = 13.68)、20歳から69歳の範囲であった。有職者918名、専業主婦(夫)244名、無職者145名、学生41名であった。裁判員になったことがある者は7名であった。

手続き・資料：インターネット調査会社を通じて、オンライン調査を実施した。参加は任意であり、研究の参加に同意する者のみ、調査票に回答するように依頼した。調査内容は(ア)架空の殺人事件に対する取調べに関する質問、(イ)一般的な取調べ技術に関する質問、(ウ)参加者の態度や性格に関する質問、(エ)参加者自身に関する質問から成っていた。

セクション(ア)では、被告人(被疑者)の特徴、事件概要を提示後、被疑者と取調べ官のやり取りを描写したスクリプト形式の取調べを提示した。この調査では、被告人の特徴(逮捕経験及び暴力団所属経験の有・無)と取調べ(証拠提示・対抗的・説得的)の2×3の被験者間デザインを利用しており、参加者は6パターンの取調べのうちの1つの取調べに回答した。被告人の特徴に関して、基本的な特徴に加え、逮捕経験有群では、「元暴力団員であった。過去に犯罪で逮捕されたことが2回ある。」との記載があり、逮捕経験無群では「過去に犯罪で逮捕されたことはない。」との記載があった。これらの被疑者と取調べ官のやり取りを読んだ後、参加者は裁判員として裁判でこのような取調べ場面をみたと思像したときに、被告人(被疑者)を「有罪」とするか、「無罪」とするかを回答した。さらに提示された取調べが「適切か」「威圧的か」、提示された取調べで得られた自白が「自発的か」「誘導されたと思うか」「真実の自白と思うか」「信用できるか」を7件法(1 = 全くそう思わない ~ 7 = 非常にそう思う)で回答した。

セクション(イ)以降は、参加者全員が同じ質問に回答した。本報告書ではセクション(ア)の結果のみを報告する。

4. 研究成果

(1) 大学生対象の調査

架空の放火事件に対する取調べおよび被疑者の自白に対する参加者の意見について、対応のあるt検定を実施した。その結果、参加者はオープン質問の多い取調べをクローズド質問の多い取調べより適正で、威圧的ではないとみなしていた。また、前者の取調べによって得られた自白は、後者の取調べによって得られた自白よりも、自発的で、誘導されたものではなく、真実の自白であり、信用できるとみなしていた(表1参照)。

表1 取調べ手法（オープン質問・クローズド質問）による取調べの評価

	オープン質問	クローズド質問	<i>t</i>	<i>r</i>
	Mean(SD)	Mean(SD)		
適正か	4.98(1.52)	3.35(1.60)	7.30***	0.68
威圧的か	3.31(1.71)	5.11(1.51)	-5.81***	0.60
自発的か	4.69(1.36)	3.50(1.17)	7.21***	0.68
誘導されたか	3.81(1.55)	5.05(1.15)	-6.52***	0.64
真実の自白か	4.76(1.14)	4.24(1.24)	3.81***	0.44
信用できるか	4.56(1.26)	3.94(1.20)	3.90***	0.45

注：1 = 全くそう思わない ~ 7 = 非常にそう思う。和智（2018）を修正して引用。

****p* < .001.

また、Fisher の直接確率法を用いて、取調べ手法と裁判における「有罪」「無罪」の判断との関係を検討した結果、統計的に有意な差が得られた ($p < .001$)。表2に示すように、19名の参加者が、オープン質問の多い取調べの場合は被告人を「有罪」としたのに対し、クローズド質問の多い取調べの場合は被告人を「無罪」と判断していた。この19名はすべて、2つの取調べの印象は異なると回答していた。

表2 取調べ手法（オープン質問・クローズド質問）と「有罪」「無罪」の判断

オープン質問	クローズド質問		
	有罪	無罪	合計
有罪	32(52.5%)	19(31.1%)	51(83.6%)
無罪	0(0%)	10(16.4%)	10(16.4%)
合計	32(52.5%)	29(47.5%)	61(100%)

注：和智（2018）を修正して引用。

(2) 一般人対象の調査1

架空の放火事件に対する取調べについて、取調べが「適正か」「威圧的か」、被疑者の自白が「自発的か」「誘導されたと思うか」「真実の自白と思うか」「信用できるか」の6項目の回答に対して、2（被疑者の知的障害の有無）×2（取調べ手法）の分散分析を実施した結果、6項目すべてにおいて取調べ手法の主効果が有意であった、 $F_s(1,837) > 6.29$, $ps < .013$, $ps^2 > .007$ 。また、「威圧的か」「真実の自白と思うか」「自白が信用できるか」に対する回答については、知的障害の主効果も有意であった、 $F_s(1,837) > 5.57$, $ps < .019$, $ps^2 > .006$ 。交互作用効果はどの項目も有意ではなかった、 $F_s(1,837) < 3.18$, $ps > .075$, $ps^2 < .003$ 。

オープン質問の多い取調べを読んだ参加者の方が、クローズド質問の多い取調べを読んだ参加者よりも、取調べをより適正で威圧的ではないとみなしていた。また、前者の取調べによって得られた自白は、より自発的で、誘導されておらず、真実の自白であり、信用できるとみなされていた。さらに、知的障害有群の方が、取調べが威圧的であり、被疑者の自白を信用できず、真実の自白ではないとみなす傾向がみられた（表3参照）。

表3 取調べ手法（オープン質問・クローズド質問）と被疑者の知的障害の有無による取調べの評価

	取調べ手法	知的障害有 ^a	知的障害無 ^b	ANOVA <i>F</i>		
		Mean(SD)	Mean(SD)	知的障害	取調べ	交互作用
適正か	オープン ^c	5.37(1.33)	5.38(1.24)	2.61	18.61***	2.15
	クローズド ^d	4.83(1.38)	5.12(1.42)			
威圧的か	オープン ^c	3.17(1.47)	2.99(1.36)	7.98**	15.62***	0.98
	クローズド ^d	3.66(1.41)	3.28(1.44)			
自発的か	オープン ^c	4.88(1.34)	4.89(1.43)	2.38	13.07***	2.07
	クローズド ^d	4.39(1.48)	4.68(1.46)			
誘導されたか	オープン ^c	3.55(1.48)	3.43(1.43)	3.41	8.46**	0.42
	クローズド ^d	3.91(1.46)	3.66(1.50)			
真実の自白か	オープン ^c	4.76(1.29)	5.00(1.28)	7.60**	6.29*	0.023
	クローズド ^d	4.52(1.35)	4.79(1.33)			
信用できるか	オープン ^c	4.84(1.33)	4.89(1.41)	5.57*	9.72**	3.17
	クローズド ^d	4.37(1.41)	4.77(1.38)			

注：1 = 全くそう思わない ~ 7 = 非常にそう思う

^a*n* = 417, ^b*n* = 424, ^c*n* = 417, ^d*n* = 424

p* < .05. *p* < .01. ****p* < .001.

次に、「有罪」「無罪」の判断（1 = 有罪、0 = 無罪）を目的変数、知的障害の有無（1 = 有、0 = 無）、取調べ手法（1 = オープン、0 = クローズド）、及びその交互作用、参加者の性別（1

= 男性、0 = 女性) 年齢を説明変数としてロジスティック回帰分析(変数減少法、尤度比)を行った。その結果、知的障害の有無、取調べ手法、参加者の性別、年齢が投入されたモデルが選択され、有意であった、 $\chi^2(4) = 29.95, p < .001$ 。参加者の年齢、性別、被告人(被疑者)の知的障害の有無は「有罪」の判断に関連していた、Wald's $\chi^2(1) = 9.71, p = .002, OR = 0.98$, Wald's $\chi^2(1) = 8.78, p = .003, OR = 0.61$, Wald's $\chi^2(1) = 7.23, p = .007, OR = 0.64$ 。参加者の年齢が高く、男性で、被告人に知的障害がある方が「無罪」を選択する傾向が高かった。

(3) 一般人対象の調査 2

架空の殺人事件に対する取調べについて、取調べが「適切か」「威圧的か」、被疑者の自白が「自発的か」「誘導されたと思うか」「真実の自白と思うか」「信用できるか」の6項目の回答に対して、2(被疑者の逮捕経験及び暴力団所属経験の有無) × 3(取調べ手法)の分散分析を実施した。その結果、取調べが「適切か」については、交互作用効果が有意であった、 $F(2, 1366) = 4.17, p = .016, \eta^2 = .006$ 。また、取調べ手法の主効果については6項目すべてにおいて有意であった、 $F_s(2, 1366) > 31.09, p < .001, \eta^2 > .004$ 。一方、逮捕経験及び暴力団所属経験については、6項目すべてにおいて主効果は有意ではなかった、 $F_s(1, 1366) < 2.21, p > .13, \eta^2 < .002$ 。交互作用効果が見られた適切さについては、証拠提示の取調べの場合では逮捕経験等の有無で有意差はみられなかったが、対抗的な取調べでは有意傾向($p = .069$)、説得的な取調べでは有意差が見られた($p = .026$)。

取調べ手法の主効果について多重比較をした結果、「適切か」「自発的か」「真実の自白か」「信用できるか」という項目については、証拠提示の取調べの得点が最も高く、次に、説得的な取調べであり、対抗的な取調べの得点が最も低かった。「誘導されたか」という質問に関しては逆であり、証拠提示の取調べが最も誘導的ではなく、次に説得的な取調べであり、対抗的な取調べが最も誘導的とみなされた。「威圧的か」という質問に関しては、証拠提示の取調べと説得的な取調べに有意差はなく、対抗的な取調べが最も威圧的とみなされた(表4参照)。

表4 取調べ手法(証拠提示・対抗的・説得的)と被疑者の逮捕経験等の有無による取調べの評価

	取調べ手法	逮捕経験有 ^a / 逮捕経験無 ^b		ANOVA <i>F</i>		
		Mean(SD)	Mean(SD)	逮捕経験	取調べ	交互作用
適切か	証拠 ^c	5.13(1.41)	5.34(1.38)	2.21	133.31***	4.17*
	対抗 ^d	3.76(1.61)	3.50(1.59)			
	説得 ^e	4.75(1.43)	4.43(1.60)			
威圧的か	証拠 ^c	3.30(1.51)	3.08(1.56)	0.04	87.65***	2.26
	対抗 ^d	4.32(1.53)	4.50(1.59)			
	説得 ^e	3.29(1.41)	3.38(1.57)			
自発的か	証拠 ^c	4.84(1.53)	5.03(1.51)	0.02	90.14***	1.58
	対抗 ^d	3.68(1.47)	3.57(1.54)			
	説得 ^e	4.52(1.44)	4.40(1.51)			
誘導されたか	証拠 ^c	3.44(1.49)	3.14(1.52)	1.34	48.98***	1.51
	対抗 ^d	4.28(1.50)	4.27(1.62)			
	説得 ^e	3.85(1.45)	3.87(1.55)			
真実の自白か	証拠 ^c	4.71(1.37)	4.69(1.39)	0.05	42.43***	1.65
	対抗 ^d	3.82(1.27)	4.02(1.35)			
	説得 ^e	4.56(1.32)	4.44(1.33)			
信用できるか	証拠 ^c	4.65(1.36)	4.61(1.45)	0.02	31.10***	1.40
	対抗 ^d	3.86(1.30)	4.01(1.30)			
	説得 ^e	4.49(1.35)	4.35(1.42)			

注: 1 = 全くそう思わない ~ 7 = 非常にそう思う

^an = 680, ^bn = 692, ^cn = 461, ^dn = 463, ^en = 448

* $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$.

(4) 研究のまとめ

本研究では、被疑者と取調べ官とのやりとりが描写されたスクリプト形式の調査票を用いて、心理学的知見から推奨される取調べ手法が国民にどのように評価されるかを検討した。その結果、心理学知見から推奨されているオープン質問の多い取調べや証拠提示(情報収集)の取調べ手法が、比較となった取調べ手法よりも肯定的に評価され、またそれらの手法によって得られた自白もより信用でき、真実の自白であるとみなされることが示された。このように、発問方法や取調べ手法に関して知識があまり多くはないと思われる一般国民も、誘導性が高く、心理学的知見から推奨できない取調べとそうではない取調べを区別できることが示唆された。

特に、大学生対象の調査では、参加者はオープン質問の多い取調べとクローズド質問の多い取調べの2つの取調べを提示されたが、3割以上の参加者が、取調べ手法により被告人の「有

罪」「無罪」の判断を変えていた。この結果は、被疑者(被告人)や事件の特徴などが同じでも、クローズド質問を多用した取調べの場合は、取調べが威圧的であり適正ではないとみなされた結果、被疑者の自白が誘導され、その自白が信用できないと判断され、それが被告人の「無罪」の判断に繋がったと推測される。被験者間デザインを用いた一般国民対象の調査では、被告人の「有罪」「無罪」の判断に取調べ手法(オープン質問の多い取調べ・クローズド質問の多い取調べ)の有意な影響が見られなかったが、これは研究手法による違いも影響していると思われるため、今後さらなる検討が必要であろう。

被疑者特徴に関しては、被疑者の知的障害の有無は取調べ手法や自白に対する国民の評価に影響があることが示唆されたが、逮捕経験や暴力団所属経験の有無ではあまり影響がみられず、被疑者特徴により国民の取調べに対する評価への影響に差異があることが示唆された。今後はさらに多様な被疑者特徴を検討し、どのような被疑者特徴が国民の取調べや自白に関する評価に影響するかを検討することが必要であろう。また、参加者の特徴も、取調べや自白に対する評価に影響を与える可能性もあり、今後は、被疑者特徴と参加者の特徴の相互作用を検討することも課題といえる。このような研究を積み重ねていくことで、公判における裁判員の意思決定の理解に資することができると思われる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

Taeko Wachi, Michael E. Lamb, Japanese public opinion about suspect interviewing techniques, *Legal and Criminological Psychology*, 査読有, 24, 2019, 55-70

DOI: 10.1111/lcrp.12139

和智妙子、取調べにおける発問方法に対する大学生の意見、*犯罪学雑誌*、査読有、84 巻、2018、26-33

[学会発表](計4件)

和智妙子、被誘導性と取調べ、*日本犯罪心理学会第56回大会*、2018

和智妙子、取調べの発問方法に対する国民の評価 被疑者の知的障害の有無との関連、*日本心理学会第81回大会*、2017

和智妙子、国民は取調べ手法をどのように評価するか 一般の被疑者と知的障害のある被疑者に対して 第54回日本犯罪学会、2017

Taeko Wachi, University students' opinions towards interviewing styles and the guilty verdict, *American Psychology-Law Society*, 2016

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。